平成２３年（フ）第９１２号
仙台市泉区住吉台東４丁目11番地の４
債務者　針生　英昭
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０６６号
仙台市青葉区国見ケ丘５丁目26番26号
債務者　土生　啓一
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５１１号
茨城県東茨城郡茨城町大字城之内673番地３
債務者　塙　　康代
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４３３号
岐阜県各務原市鵜沼川崎町３丁目246番地１
債務者　古川　晴美
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４８１号
岐阜県山県市小倉203番地３
債務者　髙井　敏彦
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２６０６号
名古屋市中村区中村中町４丁目33番地　第二ロザン荘10号
債務者　磯西　豊子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６３０号
名古屋市中川区かの里１丁目3303番地　グリーンフィールド102号
債務者　成田　豪紀
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６４７号
愛知県北名古屋市中之郷北127、住民票上の住所愛知県稲沢市祖父江町森上本郷一５番地１　加藤マンション305
債務者　林　　勇
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７３７号
愛知県春日井市旭町１丁目21番地２
債務者　林　　彦重
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７０３０号
大阪市中央区瓦屋町１丁目６番15号
債務者　阿部　　豊
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０３９号
大阪市浪速区日本橋４丁目15番24―903号、前住所大津市瀬田２丁目１番12号
債務者　本釜　大三
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２１４号
大阪市中央区南新町２丁目３番１号　1001号
債務者　ＢＢコンサルティングこと　萩原　史朗
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８２４号
大阪府東大阪市三ノ瀬２丁目１番３号
債務者　広川秀雄こと　孫　　永昌
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９２４号
神戸市灘区徳井町５丁目３番18号　レジデンス六甲405、従前の住所東京都葛飾区立石８丁目53番６―210号
債務者　正木　文子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７９２号
兵庫県尼崎市栗山町１丁目23番32―304号、従前の住所兵庫県尼崎市立花町１丁目23番１号
債務者　髙澤　義雄
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８５７号
兵庫県西宮市甲子園口２丁目５番３―901号、前住所兵庫県西宮市甲子園口６丁目11番２―702号
債務者　板谷富美子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９６２号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番32―513号
債務者　定龍こと　森下　雄二
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係